

(案)

広島県「減らそう犯罪」推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、広島県「減らそう犯罪」推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例(平成14年広島県条例第48号)第6条の規定に基づき、県、市町、県民、事業者及び関係団体が自由に意見を交換し、相互に協力し合い、もって、犯罪の起こりにくい安全で住みよいまちづくりのための総合的な取組を推進することを目的とする。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等
- (2) 広島県議会議員(警察商工労働委員会委員長)
- (3) 学識経験者
- (4) 学生の代表

2 推進会議に会長及び副会長を置く。

3 会長は、広島県知事の職にある者をもって充てる。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

(推進会議の運営等)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序に従い副会長がその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。

3 代表幹事は、広島県警察本部生活安全部生活安全企画課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別紙2に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を広島県警察本部生活安全部生活安全企画課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年2月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年10月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年10月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年10月11日から施行する。

区 分		団体, 機関等	備 考
県 民		社団法人 青少年育成広島県民会議 広島県内警察署協議会 広島弁護士会 広島県女性医師の会 会長が別に指定する報道機関 社団法人 広島消費者協会 広島県地域女性団体連絡協議会 J A広島県女性組織協議会 財団法人 広島県老人クラブ連合会	
事業者		広島県商工会議所連合会 広島県自動車盗難等防止連絡協議会 広島県コンビニエンス・ストア防犯連絡協議会 日本自動販売協会中四国支部 広島県住宅地産業五団体協議会	
防犯ボランティア		社団法人 広島県防犯連合会 広島県少年補導協助手員連合会 特定非営利活動法人 広島県マンション協会 特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エンジェルズ	
学校・PTA		広島県公立学校校長会連合会 広島県PTA連合会	
行 政	国	広島少年鑑別所 国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	
	市 町	広島市 広島県市長会 広島県町村会	
	広島県	広島県	知 事 県民生活部長 土木部長
		広島県教育委員会	教育長
		広島県警察本部	警察本部長 警務部長 生活安全部長

別紙2 (第5条関係)

(順不同)

区 分		団体, 機関等	備 考
県 民		社団法人 青少年育成広島県民会議 常務理事 広島県地域女性団体連絡協議会 事務局長 J A広島県女性組織協議会 農政生活部地域生活課考査役 財団法人 広島県老人クラブ連合会 事務局員	
事業者		広島県商工会議所連合会 事務局長 広島県自動車盗難等防止連絡協議会 事務局長 日本自動販売協会中四国支部 事務局長 広島県住宅地産業五団体協議会 事務局長	
防犯ボランティア		社団法人 広島県防犯連合会 専務理事 特定非営利活動法人 広島県マンション協会 事務局長	
学校・PTA		広島県公立学校校長会連合会 事務局長 広島県PTA連合会 事務局長	
行 政	国	広島少年鑑別所 庶務課長 国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 管理第一課長	
	市 町	広島市市民局市民安全推進担当部長 広島県市長会 事務局長 広島県町村会 事務局長	
	広島県	広島県 県民生活部総務管理局青少年・地域安全室長 土木部総務管理局土木総務室長	
		広島県教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習課長 教育部指導第三課長	
		広島県警察本部 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 減らそう犯罪推進本部参事官	代表幹事